

# 三鷹市ごみ減量・有料化施策に係る 検討結果について（答申）

平成17年4月27日

三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議

## 《目次》

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
答申の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

## 【答申】

ごみ減量・資源化施策について・・・・・・・・	3
有料化について・・・・・・・・・・・・・・・・	5

## 〔資料〕

三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議設置要綱	9
三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議 委員名簿	10
三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議 審議経過	11
容器包装リサイクル法改正に向けた提言	12

## 〔添付資料〕

三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議会議録（要旨）等	検討経過内容
---------------------------	--------

はじめに

現在の経済発展や新素材の出現にみられるような新たな技術の開発は、私たちの生活を便利にまた豊かにしてきた。しかしそれは同時に、大量生産・大量消費・大量廃棄という資源浪費型社会を生み出した。その結果、廃棄物の増大や、石油など限りある資源の枯渇、二酸化炭素の増大による地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化している。ごみの発生・排出抑制や資源化の推進は、資源の消費を抑制し、焼却や埋立などに伴う環境負荷の軽減を図るためにも早急に取り組まなければならない課題である。

三鷹市においては、日の出町にある二ツ塚処分場延命化のための最終処分量の削減、新ごみ処理施設の施設規模をできる限り小さくするための焼却対象ごみの削減が緊急の課題となっている。このようなことから、三鷹市では、平成17年2月から、ペットボトル、プラスチック類、雑紙を資源物収集品目に加えるなど、新たなごみ減量・資源化施策を実施しているところであるが、今後さらなるごみの減量とリサイクルの推進が求められている。

ごみの減量・資源化を進めるためには、ごみ減量・資源化に関する新たな意識を生み出し、ごみの発生・排出抑制行動を誘導する仕組みづくりが必要である。

こうした背景の中で、平成16年7月24日、三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議は、三鷹市長からごみ減量・資源化施策及び有料化について諮問を受けた。

市民会議では、「意識改革」が共通の課題であるとの認識のもと、平成17年3月まで、検討会議を8回、施設見学会を2回開催し、広範にわたる熱心な議論を重ね、平成17年2月14日に「容器包装リサイクル法改正に向けた提言」を緊急に市長に提案するとともに、基本的な考え方を本答申として取りまとめた。

この答申では、さらなるごみ減量・資源化の推進を念頭に、まず で、【ごみ減量・資源化施策について】 で、【ごみ減量・資源化に資する有料化について】提言することとした。

今後は、この答申を踏まえ、実施すべき施策の具体化に向け、積極的に取り組むとともに、本市民会議で検討した個々の施策の内容については、広く市民等の意見を聴きながら、市民・事業者・行政が協働で推進するよう要望する。

## 答申の見方

答申の見方は、以下のとおりである。

枠内の内容は概ね共通の了解を得られたものを記しており、その他は欄外に意見として付記している。

### 【諮問の内容】

答申の骨子

答申の内容

(意見)

1

(1)

(2)

(3)

2

その他の意見

## 【ごみ減量・資源化施策について】

ごみの減量・資源化をさらに進めるために、市民、事業者それぞれの意識改革につながる施策を中心に、市民・事業者・行政がごみ減量・資源化施策を、協働で推進していくことが重要である。

- 1 啓発・広報の推進  
小学校・中学校・高校の環境学習を強化するとともに、無関心層に対する有効な広報活動を実施すること。  
ごみ問題の広報誌を発行すること。
- 2 拡大生産者責任の明確化  
事業者は、資源物の自己回収や製品廃棄後の回収・再資源化費用を負担するなど、事業者の自己責任による資源化を推進すること。  
市は、拡大生産者責任の明確化を求める取組みに引続き努めること。
- 3 リサイクルの推進  
排出者は、資源物収集や集団回収等を利用するなど資源物の分別を徹底すること。  
市は、集団回収事業を拡充し、支援を強化すること。
- 4 生ごみの資源化の推進  
生ごみ、剪定枝、落ち葉など有機性廃棄物の資源化を図ること。  
生ごみの堆肥化に関連する事業は、啓発効果が高いので、さらに推進すること。
- 5 ごみ減量の推進  
ごみそのものの排出を減らすため、市民は、過剰包装を断るとともに、使い捨て商品を購入しないなど、環境に配慮したライフスタイルを確立すること。

(意見)

## 1 啓発・広報の推進

- ・地域において、ごみ減量等推進員や町会の方々などが中心となって意識改革に努め、自発的な環境づくりを推進すること。
- ・ごみ・環境問題に関するフォーラム、シンポジウム等を開催すること。
- ・ごみ処理経費に関する分かりやすい情報を市民等へ提供すること。
- ・市は、各地域において、個別の指導や懇談会等を実施すること。
- ・市長と語る会(タウンミーティング)を各地域で実施すること。
- ・ごみ問題、有料化、環境等に関するアンケートを実施すること。

## 2 リサイクルの推進

- ・拡大生産者責任に基づき、空き缶等の散乱防止、リサイクル及びごみ減量化を目的として、自動販売機を設置する事業者に、回収容器の設置を義務付ける条例(空き缶等散乱防止および自動販売機設置規制条例(仮称))を制定すること。
- ・リユース、リサイクル可能な資源物を受入れ、一定期間保管展示する施設を整備すること。
- ・ごみ減量等に積極的に取り組んでいる事業者の公表などリサイクル協力店制度を制定し、推進すること。
- ・リサイクル市民工房の活動をさらに充実させること。
- ・新たな資源化のためテストプラントを整備し、積極的に可能性を追求すること。
- ・デポジット回収容器設置に対する補助金制度を創設すること。
- ・事業者は、回収・再資源化などの処理費用を製品価格に含め、拡大生産者責任に基づくリサイクルを推進すること。

## 3 生ごみの資源化の推進

- ・公共施設に生ごみ処理機を設置し、事前に登録した市民が利用できる制度を創設すること。
- ・生ごみリサイクルの普及を進めるとともに、できたコンポストの集積場所を設けるなど、コンポスト回収システムを確立すること。
- ・学校給食などの優良な事業系の生ごみをリサイクルすること。
- ・剪定枝、落ち葉等の分別収集を実施すること。
- ・エコ野菜地域循環モデル事業を拡充すること。
- ・バイオガス化の調査・研究を推進すること。

## 【有料化について】

有料化は、ごみ減量・資源化に関する新たな意識を生み出し、ごみの減量等に一定の効果がある施策である。また、有料化による収入をごみ減量等につながる新たな施策を通して市民等へ還元することにより、さらなる減量・資源化効果、持続的な減量・資源化効果が期待できる施策となる。

なお、実施にあたっては、市民生活への影響を考慮し、広く意見を聴き、本年2月に始まった新しい分別収集を検証しながら、慎重に進めること。

有料化の実施にあたっては、さらなる減量・資源化効果、持続的な減量・資源化効果を創出するため、有料化による収入を活用して、ごみ減量等につながる新たな施策を併せて実施すべきである。

### 1 有料化の効果等について

#### (1) ごみ減量、資源化の推進

ごみと資源の分別が進むとともに、ごみとしてなるべく排出しないという行動につながり、ごみ減量・資源化効果が期待できる。

#### (2) ごみ処理経費の負担の公平化

排出したごみの量に応じて手数料を負担することで、ごみ処理経費の負担の公平化を図ることができる。

#### (3) 市民・事業者の意識改革

多くの市民がごみについて関心を持つ契機となり、今までのライフスタイルを見直し、ごみにならないものを選択する動機付けになる。また、こうした市民の意識改革が、ごみになるものを作らないという事業者の意識改革につながる。

#### (4) 環境負荷とごみ処理経費の軽減

有料化によりごみの減量を図ることで、収集・運搬、中間処理、最終処分時における環境負荷とごみ処理経費の軽減が期待できる。

### (5) 最終処分場の延命化

有料化によりごみの減量及び資源物への分別を図ることで、埋立処分量が削減され、最終処分場の延命化につながる。

## 2 有料化の内容等について

### (1) 有料化対象ごみ

ごみ減量・リサイクルへの動機付けとなるように、可燃ごみ及び不燃ごみを有料化対象とし、分別収集した資源ごみは対象外とすること。

### (2) 有料化対象ごみのうち除外すべきもの

清掃奉仕活動による排出ごみ、紙おむつは除外すること。また、剪定枝、落ち葉等は緑化推進、有害ごみは適正処理推進の観点から除外すること。

### (3) 手数料の金額

手数料の金額については、経済的な動機付けにより、ごみの減量、分別促進の実効が期待できる額とすること。

### (4) 公的扶助受給者等に対する一定の配慮

公的扶助受給者等に対しては、過度な負担とならないよう一定の配慮を行うこと。

### (5) 有料化の検証と見直し

一定期間経過後、減量・資源化等の有料化による効果や不法投棄等の課題を検証したうえで、実施方法の見直しを行うこと。

## 3 有料化に向けた今後の取り組みについて

### (1) 広く市民等の意見を聴くこと。

(2) 有料化による収入をごみ減量等につながる新たな施策を通して市民等へ還元すること。

(3) 有料化による収入の使途も含め、ごみ処理経費について、市民に分かりやすい方法で公開すること。

4 有料化収入を原資として併せて実施すべき施策として、下記事項について検討すること。

( 1 ) エコポイント制度

ごみの排出抑制や減量・リサイクル活動などに積極的に参加した市民に対してポイントを発行し、一定のポイントがたまると使用できるエコポイント制度を、商工会、商店会、その他事業者等と協力し創設すること。

( 2 ) ごみの出し方指導員制度

ごみの出し方指導や市民からの意見を受け市へ伝えるなど、市と市民のパイプ役となり、ごみ問題に関して地域の中心的役割を担うごみの出し方指導員制度を創設すること。

( 3 ) 環境基金への積み立て及び助成対象の拡充

新エネルギー発電など環境にやさしい取り組みに対して助成を行っている環境基金への積み立てを拡充するとともに、減量化・資源化に有効な、市民・地域団体・事業者等の優れた提案に対し助成を行うなど助成対象を拡充すること。

( 4 ) 集団回収事業の拡充

市のリサイクルに大きく貢献している集団回収事業に対する助成を拡充すること。

( 5 ) 生ごみリサイクルの推進

生ごみ処理装置助成事業を拡充するとともに、生ごみやコンポストを持参できる施設を整備するなど生ごみの堆肥化を推進すること。また、バイオガス化施設など堆肥化以外の資源化手法について調査・研究を行うこと。

(意見)

1 有料化の効果等について

- ・有料化当初は関心もありごみの減量が進むと思うが、リバウンドが心配である。
- ・有料化による意識改革は、無関心層にはあまり期待できないので、別途、無関心層に対する施策が必要である。
- ・有料化の有無に関わらず、拡大生産者責任を追求する必要がある。
- ・有料化により不法投棄の増加が懸念されるので、不法投棄に対する有効な対策が必要である。

2 有料化の内容等について

- ・容器包装リサイクル法の改正により、収集・保管に係る費用が事業者の負担となるまでの間は、ペットボトル、プラスチック類については、店頭回収に誘導するために、有料とすべきである。
- ・ごみ減量意識の徹底のため、剪定枝・落ち葉、紙おむつについても有料とすべきである。
- ・紙おむつは資源ごみではないので有料とすべきである。

3 有料化に向けた今後の取り組みについて

- ・ごみ減量・資源化施策を先行実施し検証したうえで、市民の意見を広く聴き、実施を検討すべきである。
- ・有料化の是非を含め、市民等の意見を聴くべきであり、市民等と対話を行ったうえで、実施を検討すべきである。
- ・還元策を実施せず減量目的のみで有料化するのであれば反対である。

4 有料化収入を原資として併せて実施すべき施策について

- ・生ごみ処理装置助成事業については、初期コスト及びランニングコストが高く、環境負荷も低いとは考えにくいので、事業拡充に反対である。

## 三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 ごみの減量化、資源化施策及び有料化について、市民との協働の視点から検討を進めるため、広く市民の参加を求め、三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、ごみの減量化、資源化施策及び有料化について検討し、その結果を答申することとする。

### (構成)

第3条 市民会議は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) ごみ減量等推進員     | 8人 |
| (2) 公募による市民      | 5人 |
| (3) 関係諸団体等が推薦した者 | 3人 |
| (4) 学識経験者        | 2人 |

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、市民会議において互選する。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会議を取りまとめる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 市民会議の庶務は、生活環境部ごみ対策課において行う。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月18日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議 委員名簿

	氏 名	選 出 区 分
会 長	大 江 宏	学識経験者（亜細亜大学経営学部教授）
副 会 長	藤 井 美 文	学識経験者（文教大学国際学部教授）
委 員	磯 脇 賢 二	公募による市民
委 員	伊 藤 惣 一	関係諸団体が推薦した者（廃棄物収集運搬業推薦）
委 員	伊 藤 吉 夫	ごみ減量等推進員
委 員	小 澤 良	公募による市民
委 員	北 川 淳 一	ごみ減量等推進員
委 員	河 野 司	関係諸団体が推薦した者（三鷹商工会推薦）
委 員	高 麗 伊 勢 松	ごみ減量等推進員
委 員	清 水 八 千 代	ごみ減量等推進員
委 員	竹 内 き み	公募による市民
委 員	津 田 基 子	ごみ減量等推進員
委 員	中 澄 子	ごみ減量等推進員
委 員	長 谷 川 茂 雄	公募による市民
委 員	細 田 雄 二	公募による市民
委 員	前 川 將 美	ごみ減量等推進員
委 員	森 眞 佐 子	ごみ減量等推進員
委 員	渡 邊 和 夫	関係諸団体が推薦した者（三鷹商工会推薦）

三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議 審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成16年7月24日	検討スケジュールについて ごみ処理の現状と課題について
第2回	平成16年9月15日	ごみ減量化・資源化施策について
施設見学	平成16年10月6日	ふじみ衛生組合リサイクルセンター 三鷹市環境センター
施設見学	平成16年10月19日	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
第3回	平成16年10月22日	ごみ減量化・資源化施策について 有料化の議論の進め方について
第4回	平成16年12月10日	ごみ減量化・資源化施策の中間まとめ(案)について 容器包装リサイクル法改正に向けた提言(案)について 有料化について
第5回	平成17年1月19日	容器包装リサイクル法改正に向けた提言(案)について 有料化について
第6回	平成17年2月21日	有料化について
第7回	平成17年3月14日	有料化について ごみ減量・有料化の中間のまとめ(案)について
第8回	平成17年3月29日	ごみ減量・有料化のまとめ(案)について

平成17年2月14日

三鷹市長 清原慶子 様

三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議  
会長 大江 宏

### 容器包装リサイクル法改正に向けた提言

三鷹市には、ごみの最終処分場はありません。したがって、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の一員として、西多摩郡日の出町にある「二ツ塚廃棄物広域処分場」に埋め立てるしかなく、日の出町の町民と動植物に多大な迷惑をかけております。また、このままの状態では埋め立てを続けると、あと10年余りで処分場は一杯になり、その後の処分地確保の見通しは全くありません。

私たち、「三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議」では、二ツ塚処分場に持ち込むごみを極力減らすための検討を重ねております。三鷹市では、これまでも資源物の店頭回収への誘導、粗大ごみ収集体系の変更など処理コストの削減に努力されていることとは承知をしておりますが、現在の容器包装リサイクル法の仕組みでは、容器包装類の資源化を進めれば進めるだけ自治体の負担は増大してまいります。また、生産者の負担が過小なため容器包装類は増大し、ごみになりにくい製品の開発もおろそかにされているものと思われまます。

本検討市民会議は、平成18年4月に予定されている容器包装リサイクル法によりよい改正に向け、微力でも貢献できればと考え、次の事項について、国及び関係団体等へ要請くださいますよう、ここに緊急提言として提案いたします。

容器包装リサイクル法に係るリサイクルの推進、費用負担等は生産者等の責任とすること

容器包装物の収集から再商品化までの費用は製品価格に含め、自治体が行う収集・分別・保管にかかる費用は、そこから拠出すること

ごみになりにくいリユース容器等を開発すること

リユースを優先させるため、デポジット制度などの経済的手法を導入すること

サービスに関わり発生した容器包装（クリーニングの袋等）も容器包装リサイクルの対象とすること

リサイクルに関する情報（回収量・回収率・回収等にかかる費用等）を全て公開すること

以上